

補助金の基本的な考え方

**令和2年3月
高岡市**

目 次

1	はじめに	1 P
2	補助金の課題	2 P
3	補助金の基本的な視点	2 P
4	補助金の分類	3 P
5	補助金の基準	4 P
6	補助金の透明性確保	7 P

1. はじめに

補助金とは、地方自治法第 232 の 2 において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合に、当該補助事業者に対し交付でき、その補助金を交付する際は、公金であることを鑑み、地方公共団体がその行政目的を達成するうえで、他の手法と比較した場合に、最も効率的な手法であることが前提となるものである。

これまでも本市として、補助金については、こうした補助金の原則を踏まえ、随時見直しを図ってきたところであるが、中長期的・統一的な観点に基づく見直し方針が明確でなかったことから、補助金の基本的な指針を策定する必要があった。

高岡市行財政改革推進方針〔第 2 次行財政改革アクションプラン〕では、行政の役割・公益性検証（補助金、扶助費適正化）として、「各種助成・給付制度へのサンセット方式の導入等により、行政の責任分野、経費負担のあり方を、定期的に点検し、補助金や市単独による扶助費の見直しを図る。」ものとしている。また、高岡市財政健全化緊急プログラムにおいても、健全財政に向けて、①投資的経費の抑制、②公債費の平準化、③公共(的)施設管理コストの縮減、④事務事業の見直し、⑤総人件費の圧縮、⑥歳入の確保を柱とし、財政構造の体質改善に努め、持続可能な財政運営と「市民創造都市高岡」の実現を目指し取り組んでいるところである。

このように、持続可能な財政運営を確立するためには、一つ一つの補助金に対する不断の点検のみならず、公債費や物件費等、他の歳出費目と同様、補助金の執行に必要な一般財源総額を適正に管理する視点が必要である。

このたび本市では、統一的な視点から、今後の補助金等の基準を定めた「補助金の基本的な考え方（補助金ガイドライン）」を策定することとした。これは、単に、既存の補助金の削減を進めるものではなく、市民と行政の役割分担を明確にするとともに、時代により変化する市民ニーズに対応した補助制度を提供できる環境を整えることを目的とするものである。

2. 補助金の課題

補助金等は、地域活性化や産業振興などの行政課題を解決する有効な手段として、これまでも行政の補完的な意味から重要な役割を果たし、一定の成果を上げてきている。（令和元年度予算における補助金は、480 事業、約 39 億円）しかしながら、補助の長期化による既得権化や補助対象経費に対する考え方が統一されていないなど次のような課題を抱えている。

（１）補助金の長期化による既得権化

- ・補助金の終期設定がされないまま、補助を始めると、補助金額等を見直す機会を失い、長期に渡って継続され、既得権化の傾向がみられる。

（２）団体等の自立性の阻害

- ・補助金が長期に渡って継続されることで、交付を受けている団体等が、補助金に対する依存度が強くなり、団体等の自主性や自立性を阻害するだけでなく、自主的な運営を行う姿勢が希薄になる傾向がみられる。

（３）補助対象経費、算定基準が不明確

統一的な補助基準の考え方が明確になっておらず、個別案件ごとに要綱を制定しており、補助率の高い補助制度があるなど公平性に欠けていることが見受けられる。また、目的、対象経費や算定基準を明記した交付要綱が整備されていないため、補助対象経費や算定基準が不明確となっている。

（４）補助制度の透明性

- ・補助金を受ける団体等や補助金額など補助制度に関する情報が市民や団体等に提供されていないため、透明性に欠ける補助制度がある。

（５）少額補助金が多数

- ・100万円未満の補助金が、補助金全体の6割近くを占めており、その多くが個々の補助要綱に基づかない予算補助となっている。

3. 補助金の基本的な視点

補助金等は、公益的な活動の活性化や施策展開する上で非常に有効な方策だが、全体的な視点がなければ不公平なものとなり、結果として効率的・効果的でなくなってしまうことになる。

補助金等の見直しにあたっては、補助金の性質について改めて理解する必要があることから、その基本的な視点について示すものである。

（１）公益性

- ・事業の目的や内容が、広く市民生活の向上に寄与し、客観的に公益性が認められること。

（２）必要性

- ・現在の社会経済情勢や市の施策に合致し、市と市民との役割分担の中で、市が補助すべき事業であること。

（３）公平性

- ・特定の団体等に限定されておらず、他団体等との間で公平性が保たれていること。

（４）有効性・効率性

- ・目的（目標）を適切に設定できていること。
- ・補助によることが、他の手法と比べ、費用対効果が高いものであること。

4. 補助金の分類

(1) 制度的補助　　<R1 予算：91 事業、約 21.2 億円>

- ・ 法令等により補助の実施が義務付けられているもの
- ・ 国、県等の制度に基づくもの
- ・ 市の条例等により定めた基準に基づくもの
- ・ 他の市町村との協議によって補助するもの。
- ・ 債務負担行為等に基づくもの

(2) 団体運営補助　　<R1 予算：151 事業、約 6.3 億円>

- ・ 公益性のある団体等に対して、その運営に必要な運営経費に対して補助するもの

(3) 事業費補助　　<R1 予算：163 事業、約 10.8 億円>

- ・ 団体等が行う公益性のある事業に対して、その事業（活動）に必要な経費に対して補助するもの

(4) イベント等補助　　<R1 予算：75 事業、約 0.6 億円>

- ・ 行事、イベント、大会の開催に対して補助するもの

5. 補助金の基準

(1) 補助金交付対象の明確化

「4. 補助金の分類」に定めるもののうち、原則的に「制度的補助」「事業費補助」「イベント等補助」を対象とし、「団体運営補助」は対象としない。ただし、国または県等により運営費補助を行うことを前提とした補助制度であるものや、法令等により設置されている公共団体及び市が公益上その活動が必要であると認める団体（※）については、この限りでない。

（※）高岡市社会福祉協議会、高岡市国際交流協会、高岡市観光協会、高岡市文化振興事業団、高岡市体育協会、高岡市シルバー人材センター、高岡地域地場産業センターなど

(2) 事業実施主体と予算科目の見直し

補助金とは、地方自治法第232条の2において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合に、反対給付なしに支出するものである。また、公金である補助金を交付する際は、地方公共団体がその行政目的を達成する上で、他の手法と比較した場合に、最も効率的な手法であることが前提となる。

そのため、市が実施すべき事業を団体が実施している場合などで、団体から提供される役務などに対しては、補助金ではなく、報償費、委託料又は負担金などの予算科目により措置すべきものであり、その事業の性質を踏まえ、当該費目での支出に見直すものとする。

■予算科目の分類について（参考）

反対給付の有無 額の決定方法		市への反対給付はない		市への反対給付がある (提供される役務などに対する 相当の対価がある)	
		市が額を一方的に 決定している。		額は合意・契約な どにより決定	
事業の実施主体		市が行うべき事業		委託料	
公益 上 必要 が あ る 事 業	市に一定の義務・ 責任がある	補助金	扶助費	交付金	委託料
	市に義務・責任 はない		報償費		負担金・分担金

(3) 補助金等交付要綱の制定

- ① 補助金を交付する場合は、「事業費補助」「イベント等補助」であっても、原則、補助金等交付要綱を制定し、「制度的補助」として運用すること。
- ② 補助金等交付要綱を制定する場合は、次に掲げる規定を設けること。
併せて、効果測定のため、成果指標を設けること。
 - A) 目的
・ 必要性や効果などを明確に規定すること。
 - B) 補助対象の事業内容
・ 補助対象となる事業内容等について明確に規定すること。
 - C) 補助対象経費
・ 補助対象になる経費について明確に規定すること。
 - D) 補助率等
・ 補助金を定率で交付する場合はその率を、定額で交付する場合は算出根拠・金額を規定すること。
 - E) 終期（補助期間）
・ 開始から終了までの期間や年度を規定すること。
- ③ 既に制定されている場合においても、上記②に定める規定をはじめ本ガイドラインに定める事項と照合し、必要に応じ改定すること。
- ④ 交付要綱で設定した終期の前年度までに、成果指標に基づき、事業評価を実施する。補助金を継続することと決定した場合、その時点での社会情勢や行政需要の変化等を踏まえた要綱等の改定を行うこと。
- ⑤ 単年度限りのイベント補助等、1年以内に終了する事業、または、複数年にわたるものであっても明確に期限が設定された事業への補助金については、必ずしも要綱の制定を必要としない。

(4) 補助対象経費の明確化

- ① 補助金の公平性や透明性を高めるため、補助対象経費を明確に規定すること。
- ② 人件費、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等は、補助対象外経費とすること。
ただし、補助事業の目的達成のため特に必要性が認められるものについては、補助要綱等において補助対象であることを明確にし、例外的に補助対象経費とすることができる。
 - 人件費
法令等により設置されている公共団体及び市が公益上その活動が必要であると認める団体については、補助対象経費とする。
 - 飲食費
事業の必要上やむを得ないものに限り、補助対象経費とする。
 - 補助金
間接補助（交付先から更に他団体へ補助すること）は、補助の不透明化につながることから、補助対象外経費とする。ただし、間接補助の妥当性を検証する仕組みの構築を図ったうえで、市から直接補助する場合より効率的・効果的であると認めた場合は、補助対象経費とする。
 - 負担金
上部組織への会費、負担金や協賛金等については、補助対象外経費とする。
- ③ 経済的支援、児童育成や教育支援等の扶助的な補助金のうち、補助対象経費を設定できない場合は、補助単価を設定すること。

(5) 補助率等の適正化

- ① 補助率については、事業（活動）の支援であるという観点から、原則、補助対象経費の1/2以内にすること。ただし、法令等により設置されている公共団体及び市が公益上その活動が必要であると認める団体もしくは政策的な理由により1/2を超える補助率とする場合は、理由を明確にすること。また、制度的補助で、法令、条例等で1/2を超える補助率が設定されている場合について、その内容を明確にしておくこと。
- ② 補助率を設定しない場合は、補助単価を明確に規定すること。
- ③ 本市における同一政策分野の補助金や類似する補助金、他市の補助金との比較や財源負担額等に応じ、適正な補助率や上限額を設定すること。

(6) 終期の設定（サンセット方式の確立）

- ① 補助金の実効性を高めるとともに、既得権化を防ぐため、原則、3年以内の終期（補助期間）を設定し、終期が到来した時点で廃止とする。ただし、事業評価の結果、継続することが妥当と評価されたものは、この限りでない。
- ② 国や県等の制度によるものは、国や県等の制度の終了をもって市の補助制度が終了することを明記すること。
- ③ 終期を迎えるなど、補助金の効果や必要性を検証する際は、次の点に留意すること。なお、終期によらず、補助金等交付の根拠となる法令や各種計画等の変更はもとより、社会情勢や行政需要の変化により見直す必要が生じた補助金は速やかに本方針に基づき見直しを行うこと。
 - A) 補助金の成果について、PDCAサイクルによる検証を行うこと。特に、継続判定となる補助金は、その目的（成果指標）と目標達成度合いについて、簡便な評価手法であっても定量的な検証など「見える化」できる評価手法を用い、判定結果だけでなく経緯についても説明されたものであること。
 - B) 目的や内容が類似・重複する補助金や関連する補助金については、手続きの簡素化・省力化、行政の事務の効率化・迅速化の観点から、整理・統合できないか積極的に検討すること。
 - C) 同一団体に対し複数の補助が恒常的に行われている場合は、補助金の再編・統合を検討すること。
- ④ 終期を設定することで、公益的な活動が阻害されると考えられる場合は、当該団体に中長期的な行動計画を策定させ、上記の③に基づく計画を踏まえた事業評価を、原則3年ごとに実施し、当該団体の運営が適正かどうか確認することで、補助金の必要性を判断し、その透明性を確保していくこと。併せて、補助金の終期が団体の終期となる可能性もあることから、団体の役割とこれまでの活動への評価、及び、今後の必要性等を踏まえたうえで、まずは団体の存続の必要性について検討すること。

(7) 繰越金等の対応

団体等の決算（過去3か年程度を対象）において、繰越金や積立金等が、補助金を超えている場合は、繰越金や積立金等の使途を明確にする必要がある。使途が不明確な場合や、補助金の趣旨と合致しない場合には、補助金（額）を調整（減額）すること。

(8) 経過措置

既存の補助金については、速やかに、この補助金の見直し基準に従うことを原則とするが、猶予すべき事情がある補助金については、その事情により、3年程度の経過措置期間を設けることも可能とする。

なお、新規の補助金については、令和2年度当初予算から、この基準を適用するものとする。

6. 補助金の透明性確保

公金である補助金を交付する際は、地方公共団体がその行政目的を達成するうえで、他の手法と比較した場合に、最も効率的な手法であることが前提となることから、補助金に係る事業評価等を絶えず行っていくことが必要である。加えて、その事業評価等が適正に行われているかを検証する仕組みづくりや、補助金に関する情報公開を行うことで、その透明性を確保していく必要がある。（下記に定める項目の具体的な手法は、今後検討し、別途、定めるものとする。）

(1) 補助金の検証に係る監査の実施

各担当部局で実施する補助金に係る事業評価等が適正に行われているかどうか定期的な監査を実施し、補助金の透明性を確保していく。

(2) 補助金の支出内容等の公表

補助金が、交付先とその具体的な使途について、ホームページ等において公表することで、市民にとって透明性の高い補助金制度を確立していく。